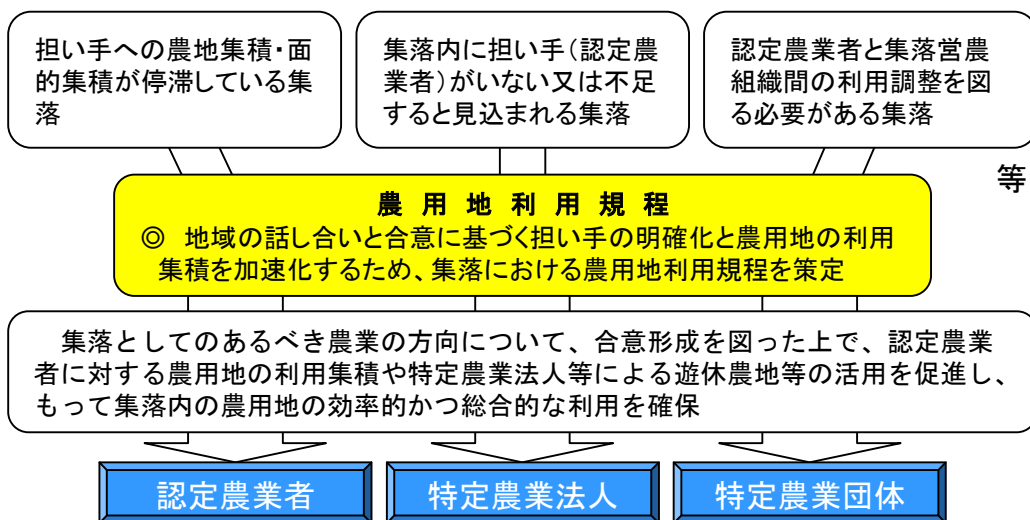


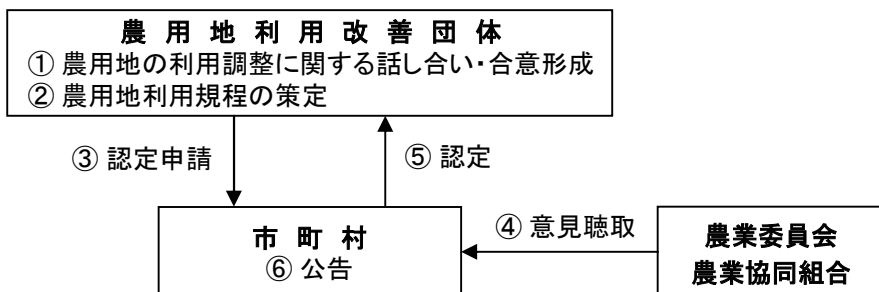
■ 農用地利用改善団体の概要

- 農用地利用改善団体とは、集落などの一定の地縁的なまとまりのある区域内の農用地の所有者・利用者等（農用地について権利を有する者の3分の2以上）で構成する団体。
- 集落としてのあるべき農業の方向について、合意形成を図った上で、当該区域内の農用地の効率的・総合的な利用等を図るための規程（農用地利用規程）を定め、農作業の効率化（機械の共同利用等）や農地の利用関係の改善（担い手への利用集積のための調整）等の農用地利用改善事業を実施。

農用地利用改善団体の設立イメージ



農用地利用規程の認定手続き



農用地利用規程の内容

- ① 農用地の効率的かつ安定的な利用を図るための措置に関する基本的な事項**
 - ・ 作付け地の集団化や農作業の効率化の推進方策
 - ・ 担い手の育成・確保の進め方、農用地の利用集積の考え方 等
- ② 農用地利用改善事業の実施区域**
- ③ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項**
 - ・ 作付け地の集団化、主要作物の栽培管理の改善に関する事項
 - ・ 水管理、農道・用排水路の維持管理に関する事項 等
- ④ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項**
 - ・ 地域内での農作業の役割分担に関する事項
 - ・ 農作業の共同化、農作業の受委託に関する事項 等
- ⑤ 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項**
 - ・ 認定農業者への農用地の利用集積の方向をより明確化・具体化するために必要な認定農業者に対する農用地の利用集積の目標に関する事項
 - ・ 作付け地の集団化又は農作業の効率化のために必要な利用関係の調整に関する事項
 - ・ 不作付地、荒らし作りの解消・防止に関する事項
 - ・ 認定農業者への利用権の設定又は農作業受委託の促進等農用地の利用関係の調整、改善に関する事項
- ⑥ その他必要な事項**
 - ・ 地力の維持培養、堆きゅう肥・副産物の有効利用に関する事項
 - ・ 生活環境の改善、農村婦人の労働軽減、集団活動の促進に関する事項
 - ・ 農用地の整備の推進に関する事項 等

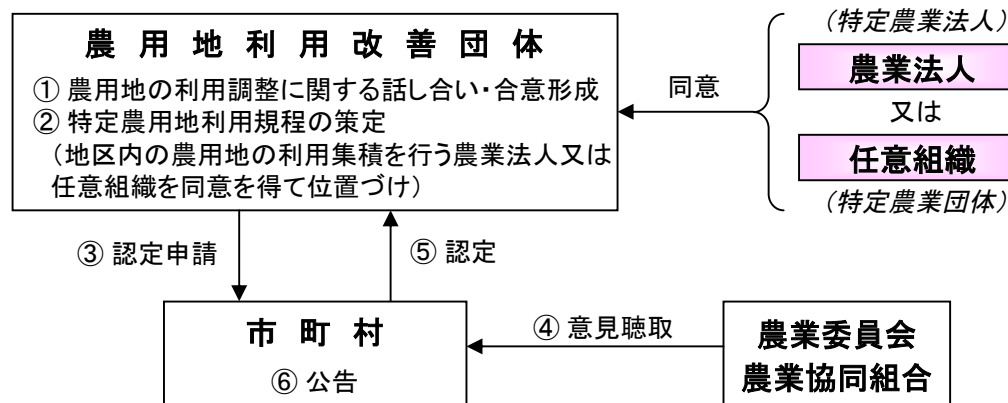
■ 特定農業法人・特定農業団体制度の概要

- 担い手が不足する地域において、農用地利用改善団体の地区内の農用地の相当部分について、利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う農業経営を行う法人(特定農業法人)又は農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う団体(特定農業団体)を、当該法人又は団体の同意を得て、農用地利用規程に定める制度。
- 特定農業法人又は特定農業法人を定めた農用地利用規程を「特定農用地利用規程」という。

特定農用地利用規程

- 農用地利用改善団体の行う農用地利用改善事業の準則となるもので、地区内の農用地の利用集積を行う農業経営を営む法人(特定農業法人)又は任意組織(特定農業団体)の名称・住所、集積目標等が定められたもの
- 特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て農用地利用改善団体が作成し、市町村が認定

特定農用地利用規程の認定手続き



特定農用地利用規程の認定要件

一般の農用地利用規程の認定要件(基本構想に適合すること等)に加えて、

- ① **特定農業法人**にあつては**地区内農地の過半**を、また、**特定農業団体**にあつては**地区内農地の2/3以上**を集積する目標となっていること
- ② 農用地利用改善団体の**構成員からの申出に応じ**、特定農業法人又は特定農業団体が**農用地を引き受ける**(利用権等の設定等又は農作業の委託を受ける)**ことが確実**であると認められること

特定農業団体は、以下の要件を満たす必要があります

- ① **代表者に関する事項等を定めた規約等を有していること**
- ② 一定の基準を満たす**農業法人になることに関する計画**を有しており、その達成が**確実と見込まれること**
 - ・ **農業法人となる予定日(5年以内)**が定められていること
 - ・ 農業法人化に向けて具体的に**取り組む事項及びその実施時期**が定められていること
 - ・ その組織の**主たる従事者**につき、市町村の**基本構想で定められた目標農業所得額と同等以上の水準の所得目標**が定められていること
 - ・ 市町村の**基本構想で定められた目指すべき農業経営の指標**(経営規模、生産方式等)と整合する**指標**が定められていること
- ③ **費用の共同負担・利益配分方式**により、耕作又は養畜を行っていること

特定農業法人及び特定農業団体は、地権者から農地又は農作業を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという特別の性格を有しています。